

# アスベスト研修会 ～解体等工事に係る法令遵守について～

---

## 解体等作業時の適正処理について 廃棄物処理法編

令和3年1月26日

環境対策課

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 〈廃棄物処理法〉

## 〈排出事業者責任の基本事項〉

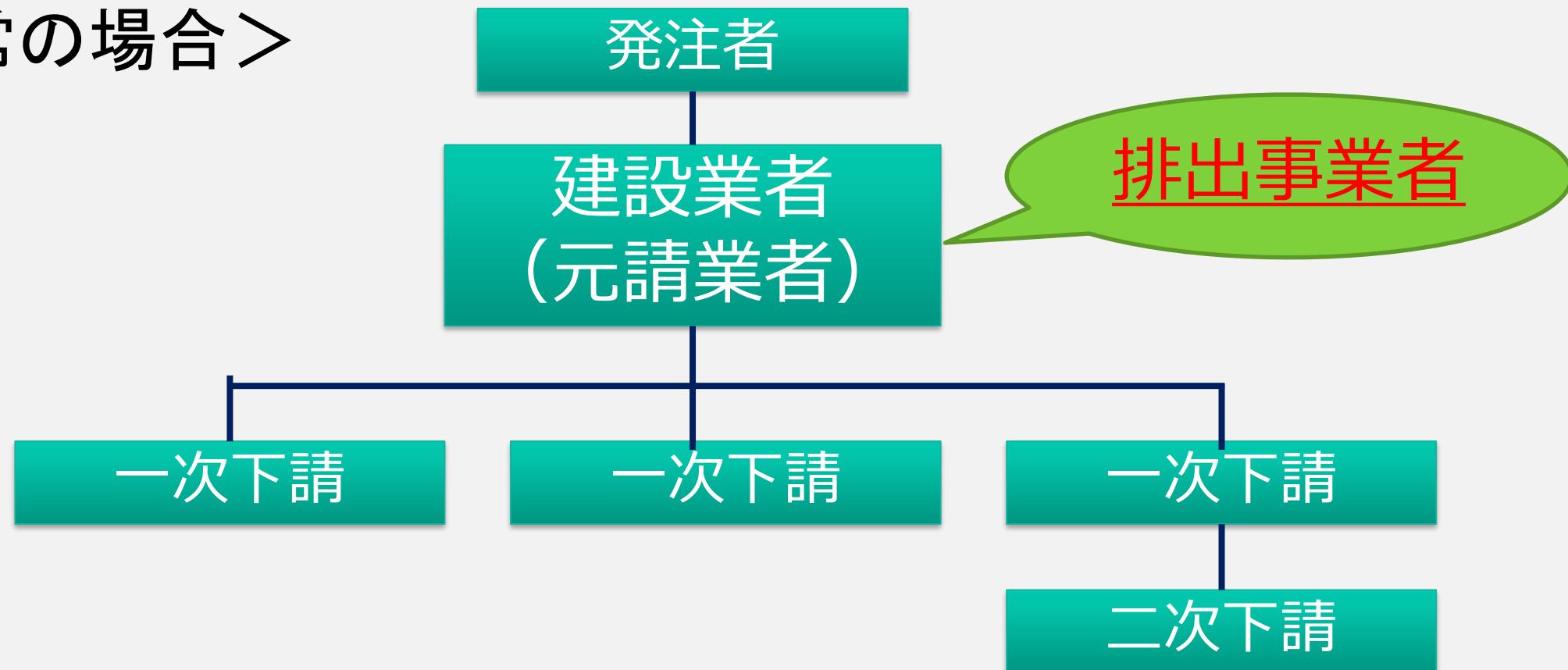
建設廃棄物の処理責任は元請業者にある。

### (法第21条の3第1項)

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(略)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

# 建設廃棄物の排出事業者

<通常の場合>



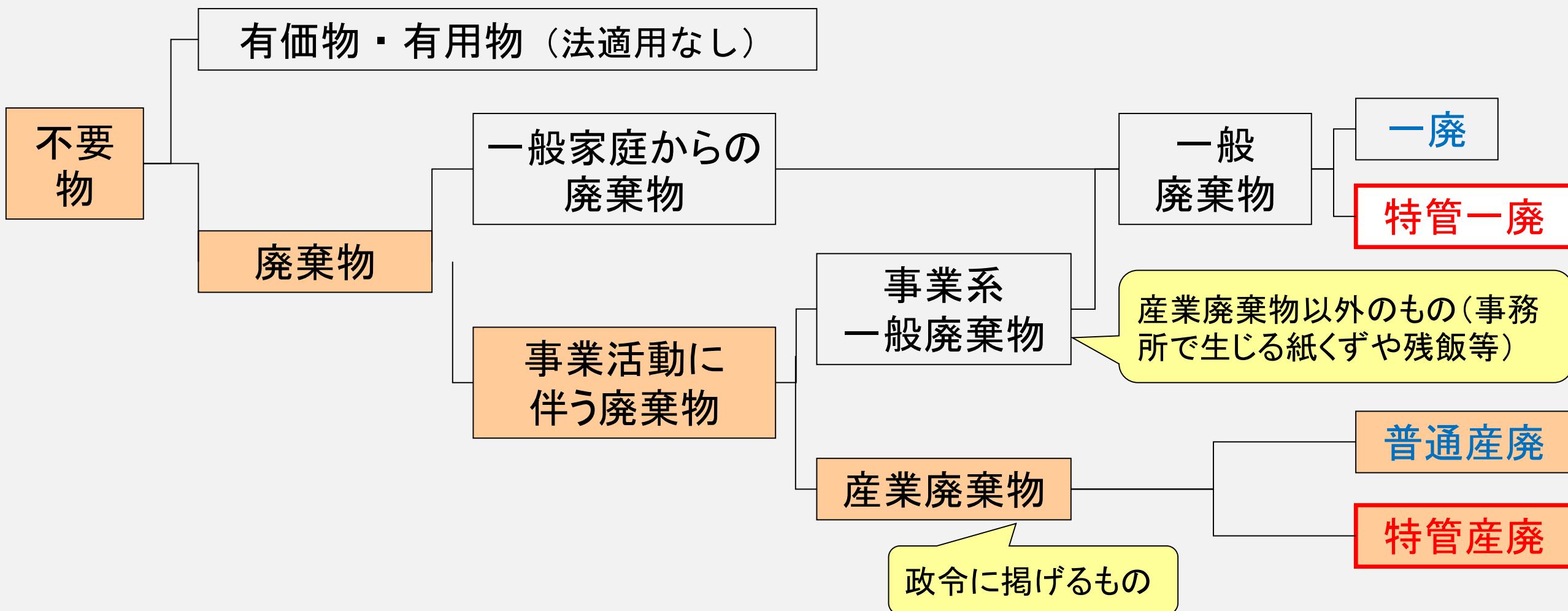
- 解体工事等を元請業者から一括して請け負わされた場合は？
- 解体工事等を工務店や不動産屋から紹介された場合は？

⇒ 適切に判断しなければ、廃棄物処理法違反につながる可能性があります。

# 廃棄物の区分

[法第2条第1項]

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。



# 産業廃棄物の種類

[法第2条第4項、施行令第2条]

種類	
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	紙くず ★
8	木くず ★
9	繊維くず ★
10	動植物性残渣 ★

種類	
11	動物系固形不要物 ★
12	ゴムくず(天然ゴム)
13	金属くず
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
15	鋳さい
16	がれき類
17	動物のふん尿 ★
18	動物の死体 ★
19	ばいじん
20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
21	輸入廃棄物

★印については業種の限定があります。



: 一般的な建設廃棄物

# 特別管理産業廃棄物の種類

[施行令第2条の4]

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの;おおむね引火点70°C以下)
廃酸	pH2.0以下のもの(著しい腐食性を有するもの)
廃アルカリ	pH12.5以上のもの(著しい腐食性を有するもの)
感染性産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物
PCB廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
指定下水道汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの及び輸入されたものであって <b>飛散するおそれのあるもの</b> ①石綿建材除去事業に係る吹き付け石綿(レベル1) ②石綿建材除去事業に係る保温材、断熱材、耐火被覆材(レベル2)
燃え殻 汚泥 廃酸 廃アルカリ 鉱さい ばいじん 上記の物を処分するために処理した物	有害物質の判定基準を超えるもの又は満足しないもの ※ 燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ等のダイオキシン類に係る判定基準は、含有試験で基準を超えるもの
廃油 (有機塩素系溶剤)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン(いずれも廃溶剤に限る。)

特定有害産業廃棄物

# 廃石綿等（飛散性のアスベスト）

- 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置。
- 湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等、廃石綿等の飛散の防止のため必要な措置を講じる。
- 他の廃棄物等と混合しないよう、他の物と区分して運搬する。（混載禁止）
- 原則、積替えを行わず、処分施設に直送する。
- 処理方法 ⇒ 熔融処理、無害化処理、埋立処分  
破碎・切断等の処理は禁止

## （参考）

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（環境省）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

解体工事等で発生する廃棄物のうち、石綿を0.1%を超えて含有しているものを**石綿含有産業廃棄物**（特別管理産業廃棄物の廃石綿等を除く。）と定義。

○「石綿含有産業廃棄物」は法令上の種類ではなく、「廃プラスチック類」や「がれき」などに石綿が含有している場合を示すもの。

〔 例：石綿を含むPタイル ……廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）  
石綿を含むスレート板 ……がれき類（石綿含有産業廃棄物） 〕

○処理方法 ⇒ 溶融処理、無害化处理、埋立処分  
**破砕・切断等の処理は禁止**

○処理委託する際は、

- ・委託契約書やマニフェストに**石綿含有産業廃棄物である旨記載**する。
- ・許可証に**石綿含有産業廃棄物を含まない旨の記載のある業者に委託はできない**。